



内閣感染症
危機管理統括庁

都道府県における感染症危機管理対応訓練

令和 8 年 8 月 ・ 9 月

都道府県における感染症危機管理対応訓練

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第12条において、地方公共団体による新型インフルエンザ等対策についての訓練実施の努力義務を規定。また、政府行動計画においても、実践的な訓練の実施に係る記載がある。
- 政府行動計画に基づく都道府県行動計画、市町村行動計画においても、訓練実施について記載がされるものと承知。
⇒ 地方公共団体における感染症危機管理対応訓練の実施は必須

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）

（訓練）

第十二条 指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

2 都道府県公安委員会は、前項の訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 指定行政機関の長等は、第一項の訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を要請することができる。

○新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定）

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第3章 政府行動計画の実効性を確保するための取組等

第2節 政府行動計画等の実効性確保

（3）多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。国及び地方公共団体は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

（2）所要の対応

1-2.実践的な訓練の実施

国、JIHS、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。